

文化施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年8月27日
名古屋市観光文化交流局文化振興室

1 はじめに

本ガイドラインは、国の方針及びそれを受けて作成された「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月25日 公益社団法人全国公立文化施設協会）」を踏まえ、文化施設の活動再開に向けて、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。今後、国の方針の変更や「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（公益社団法人全国公立文化施設協会）」等の改訂があった場合は、本ガイドラインの内容を必要に応じて適宜改訂を行うものとします。

2 定義

このガイドラインにおける以下の用語の意義は次のとおりです。

- ・設置者 文化施設を設置する自治体（名古屋市）。
- ・施設管理者 文化施設を管理する事業者（指定管理者）。
- ・従事者 文化施設の管理・運営に従事する者。
- ・公演主催者 文化施設で公演又は催事等（以下「公演」という。）を主催する事業者（施設使用者）。
- ・公演関係者 出演者及び公演の開催に携わるスタッフ。
- ・来場者 公演を鑑賞等するために施設に来場する者。

3 感染防止ための基本的な考え方

(1) 「三つの密」の発生防止

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、特に感染を拡大させるリスクが高いと考えられる、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場の発生を極力防止するよう努めてください。

(2) 催物（イベント等）の開催制限

① 催物開催の目安

催物（イベント等）については、国における新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日）、愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針（令和2年8月25日変更）及び当地域の感染状況等を踏まえ、本ガイドラインに基づく感染防止対策が講じられることを前提に、次の目安によりイベント等を開催することができるものとします。ただし、次の目安内であっても、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困

難なもの等、リスクへの対応が整わない場合は、中止または延期するよう、公演主催者に対し、慎重な対応を求めることとします。

<7月10日から9月30日(※)まで>

- ・屋内であれば5,000人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数にすること
- ・屋外であれば5,000人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること
(できるだけ2m)

※9月末までの感染状況等(収束傾向が見られた場合、新たな知見が得られた場合等)に応じ、上記の期間内であっても目安を見直すことがあります。

参加人数は、公演主催者と来場者のいる場所が明確に分かれている場合は来場者数のみを計上することとし、公演主催者と来場者のいる場所が明確に分かれていない場合は、両者を合計した数とします。

なお、市内で急激な感染拡大のおそれが生じた場合や、同種のイベント等でクラスター発生事例が確認された場合等は、対応を再度検討することとします。

また、10月1日以後の取扱いについては、今後検討のうえ、本ガイドラインの改訂を行います。

② 愛知県との事前相談

全国的な人の移動を伴うイベント等の開催を予定する場合には、開催要件等について、愛知県に事前に相談を行ってください。なお、イベント等の開催要件等について実際に相談する主体は、施設管理者又は公演主催者とします。

【対象施設】

- ・全国的な人の移動を伴うイベント等を開催することが想定される施設
- ・収容人数が2,000人を超えるような施設(収容率50%で1,000人超)

【対象となるイベント等】

- ・全国的な移動を伴うイベント等
- ・参加者が1,000人を超えるようなイベント等

【相談窓口】

愛知県防災部防災危機管理課 危機管理・国民保護グループ
電話 052-954-6143

上記の考え方を踏まえ、設置者、施設管理者、公演主催者をはじめすべての主体が感染回避に徹底して取り組むため、以下の具体的な対策を講ずることとします。

4 施設管理者が講ずる具体的な対策

(1) リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染（①）及び飛沫感染（②）のそれぞれについて、従事者、来場者及び公演関係者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行うことが求められます。大規模な人数の移動が惹起される公演については、集客施設としてのリスク評価（③）も必要となります。

利用を回避すべきとの判断に至った場合は、できるだけ速やかに公演主催者に対して施設利用が困難になる旨を伝達する必要があります。

① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価します。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、券売機 等）には特に注意を要します。

② 飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、公演の態様を踏まえ、人と人との距離や位置、方向、施設内で大声での対話等が頻発する場所等の状況进行评估します。

③ 集客施設としてのリスク評価

開催にあたっては、大規模な人数の移動が見込まれるか、施設内での入退場が長時間滞留せず人と人との距離が一定程度確保できるかどうか等について、これまでの施設の来場実績等に鑑み、評価します。

(2) 施設内の各所における対応策

施設管理者は、リスク評価（①②）を踏まえ、当該施設の管理について以下の措置を講ずるとともに、公演主催者への要請や来場者への周知を図ってください。

① 施設内

【 消毒について 】

- 少なくとも施設の開館の際には、施設内のドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒を行ってください。なお、消毒液は、当該場所に最適なものを用いるようにする必要があります（以下、消毒に関する記載において同じ）。
- 手洗い・手指の消毒を励行するとともに、施設の入口に、手指消毒用の消毒液を極力設置するようにしてください。不足が生じないよう定期的な点検を行う必要があります。必要であれば、入口数を制限することも検討ください。

【 換気について 】

- 施設内の換気を徹底してください。
- 合理的な換気量（ビル管理法に基づく必要換気量は1人当り毎時30m³以上）を保つよう換気設備の点検を実施するなど、維持管理に努めてください。

- ・公演の前後に、会場内の換気を行ってください。公演中は、5＜公演当日の対策＞(3)のとおり、適切に換気を行うよう公演主催者に対し要請してください。

② 公演会場入口

- ・公演主催者に対し、会場の入口に手指消毒用の消毒液を設置するように要請してください。
- ・会場入口の行列は、5＜公演当日の対策＞(3)のとおり人が密集しないよう工夫するよう公演主催者に対し要請してください。

③ 窓口

- ・次のとおり窓口で対応を行うものとし、公演主催者やチケット取扱事業者に対しても同様の取り組みを要請してください。
- ・対面で販売等を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより、購買者等との間を遮蔽するよう努めてください。
- ・窓口の行列は、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫するようにしてください。
- ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売やキャッシュレス決済を推奨します。
- ・入場時のチケットもぎりの際は、マスクや手袋を着用するようにしてください。また、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、公演主催者がそれを目視で確認するといった方式等もぎりの簡略化の導入も検討してください。

④ ロビー、休憩スペース

- ・対面での飲食（原則として来場者の体調管理のための水分補給のみとします）や会話等を回避するよう表示や館内放送等により促すようにしてください。
- ・公演前後及び休憩中に、人が滞留しないよう、段階的な会場入り等の工夫を行うよう公演主催者に対し要請してください。
- ・常時換気に努めてください。
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行ってください。
- ・従事者が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を励行してください。
- ・人と人との距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）確保するよう努めてください。

⑤ 会議室、稽古スペース、展示スペース等

- ・常時換気に努めてください。
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行ってください。
- ・会場定員を踏まえ、利用者が密にならない様に入場制限等を実施してください。

⑥ 楽屋、控室

- ・ 常時換気に努めてください。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行ってください。

⑦ トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行ってください。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示してください。
- ・ 個人のハンカチ等を使うように徹底してください。ハンドドライヤーはウイルスを拡散するため使用しないようにしてください。
- ・ 劇場等トイレの混雑が予想される施設の場合、施設管理者はできるだけ間隔を空けて整列するよう表示するとともに、公演主催者に対して最低1 m（できるだけ2 mを目安に）の間隔を空けた整列を促すよう要請してください。

⑧ 飲食施設、ショップ

施設管理者は施設内の飲食事業者等及び公演主催者に対して、次の通り感染予防措置を要請してください。名古屋市が貸付及び目的外使用許可している飲食事業者等に対しては、名古屋市から要請します。

- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨します。
- ・ 飲食物を提供する場合、家族等の一集団と他の集団との距離が概ね2 m以上となるよう座席を配置するよう、各店舗において席の配置を工夫してください。
- ・ 混雑時の入場制限を実施してください。
- ・ 施設内の換気を徹底してください。
- ・ 食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底してください。
- ・ 飲食施設に関わる従業員は、マスクの着用と手指消毒を徹底し、飲食施設の利用者も手指消毒を行ってから入場するようしてください。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯するよう努めてください。
- ・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽するよう努めてください。
- ・ 物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は極力取り扱わないようしてください。

⑨ 清掃・ゴミの廃棄

施設管理者は施設内の清掃事業者等に対して、次の通り感染予防措置を要請してください。

- ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底してください。
- ・ 作業を終えた後は、手洗いを行ってください。

(3) 従事者に関する感染防止策

- ・ 施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫してください。

- ・マスク着用や手洗い・手指消毒を徹底してください。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯してください。
- ・出勤前に自宅等での検温を励行し、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機等の対応を行ってください。さらに、発熱の他に、過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした場合、過去2週間以内に同様の症状にある人との接触歴がある場合、下記の症状に該当する場合も、自宅待機としてください。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、
眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・施設管理者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握してください。
- ・従事者に感染が疑われる場合には、保健所等の公的機関の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

(4) 周知・広報

感染予防のため、以下について来場者に対して周知・広報してください。

- ・マスク着用等による咳エチケット、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・社会的距離の確保の徹底
- ・近接した距離での会話、会場及び屋内共用部での飲食（体調維持のための水分補給を除く）など、感染リスクの高い行為の回避
- ・来場前の検温の実施
- ・来場前の検温の結果37.5℃以上の発熱がある場合、過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした場合、過去2週間以内に同様の症状にある人との接触歴がある場合、または下記の症状に該当する場合、来場を控えること。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、
眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航、並びに、当該国・地域の在住者と濃厚接触がある場合は、来場を控えること。
- ・入場時の検温への協力
- ・感染拡大防止対策の一環として国が普及を進めている新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA。以下、「接触確認アプリ」という。）の活用

(5) 公演主催者との関係

- ・公演主催者に対し、ガイドライン等に即した感染防止策を徹底するよう求めてください。
- ・公演主催者に対し、別紙誓約書に署名又は記名押印のうえ、提出するよう求めてください。順守されない場合、施設管理者は使用許可を取り消すことができます。

(6) 保健所との関係

施設における感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合には速やかに連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えてください。

5 公演主催者に協力を求める具体的な対策

催物の開催にあたっては、ガイドライン等に即した感染防止策を徹底してください。また、別紙誓約書に署名又は記名押印のうえ、提出してください。順守されない場合は、使用許可を取り消すことがあります。

公演主催者が必要な措置を講じていないと認められる場合、施設管理者は公演主催者に対し、必要な措置を講ずるよう十分協議を行ってください。

※施設管理者が公演を主催する場合には、施設管理者が講ずるものとします。

<公演前の対策>

(1) 入場制限

- ・公演主催者は、公演の企画にあたって、密集を回避する方策や密な状況を発生させない工夫の導入を検討してください。例えば、以下のような手段が考えられます。
 - 開場・休憩時間の延長
 - 入場時のチケット確認（もぎり）の簡略化
 - 入場待機列の設置
 - 日時や座席の指定予約による人数調整
 - 大人数での来館の制限 等
- ・来場者が多数になることが見込まれる公演（特に高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演）については、感染した場合の重症化リスクが高いため、実施の可否及び実施する際の感染予防措置について、より慎重な対応を検討してください。

(2) 来場者との関係

- ・チケットシステムや名簿の作成、名刺等で、公演ごとに、来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努めてください。また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- ・来場者に対し、感染防止策（<公演当日の対策>（1）周知・広報を参照）を事前に周知してください。
- ・来場前の検温の実施の要請のほか、来場を控えてもらうケースを事前に周知するようにしてください。また、来場を控えてもらった場合の対応（払い戻し措置等）を規定するようにしてください。
- ・来場者に対して、接触確認アプリをインストールするよう促してください。

(3) 公演関係者との関係

- ・氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成してください。また、公演関係者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- ・公演関係者に対して、接触確認アプリをインストールするよう促してください。

- ・催物開催中や開催前後における、感染防止のための適切な行動（例えば、業務上必要性のない外出等による感染リスクのある行動の回避）を促してください。
- ・本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図ってください。

<公演当日の対策>

(1) 周知・広報

感染予防のため、来場者に対し以下について周知してください。

- ・マスク着用等による咳エチケット、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・社会的距離の確保の徹底
- ・近接した距離での会話、会場及び屋内共用部での飲食（体調維持のための水分補給を除く）など、感染リスクの高い行為の回避
- ・来場前の検温の実施
- ・来場前の検温の結果 37.5℃以上の発熱がある場合、過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした場合、過去2週間以内に同様の症状にある人との接触歴がある場合、または下記の症状に該当する場合、来場を控えること。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、
眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航、並びに、当該国・地域の在住者と濃厚接触がある場合は、来場を控えること。
- ・入場時の検温への協力
- ・接触確認アプリの活用
- ・入退場時、休憩や待合場所を含め、「三つの密」の環境を避けるほか、そこにおける交流等を控えること。

(2) 来場者の入場時の対応

- ・以下の場合には、入場しないよう要請してください。
 - ① 検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合
※検温機器は施設管理者が無償貸与します。
 - ② 咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - ③ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - ④ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航、並びに、当該国・地域の在住者と濃厚接触がある場合 等
- ・会場入口の行列は、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫するようにしてください。
- ・施設の使用時間の中で事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫を行ってください。
- ・入待ちは控えるよう呼び掛けてください。

- ・オペラグラス等の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わないようにしてください。
- ・パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避けるようにしてください。
- ・プレゼント、差し入れ等は控えるよう呼び掛けてください。

(3) 公演会場内の感染防止策

- ・接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用等による咳エチケットの徹底と会話抑制等、複合的な予防措置に努めてください。
- ・会場入口には施設管理者が無償貸与する消毒液を設置するとともに、会場内の高頻度接触部位を適宜消毒してください。
- ・密閉空間を避けるため、2方向の窓・扉を常時開放するなど、会場内の換気を行ってください。窓等の常時開放ができない場合は、定期的に数分間、窓等を開放してください。窓のない施設については、扉の開放のみを行ってください。ただし、窓・扉を開放することによる音漏れ等、周辺環境への影響を配慮してください。
- ・密集しないような会場内の配置を行ってください。
- ・座席は原則として指定席にするなどして、適切に感染予防措置がとれる席配置とするよう努めてください。
- ・座席の最前列席は舞台前から十分な距離を取り、また、感染予防に対応した座席での対策（前後左右を空けた席配置、又は距離を置くことと同等の効果をもつ措置等）に努めてください。
- ・公演中の来場者同士の接触は控えていただくよう周知するほか、座席のひじ掛けの使用についても、左右いずれかに統一するように要請してください。
- ・来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わないようにしてください。
- ・場内における近接した距離での会話は控えていただくよう周知してください。
- ・事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努めてください。
- ・原則として屋内で飲食の提供はしないでください（来場者の体調維持のための水分補給を除く）。
- ・屋外に飲食スペースを設ける場合は、4(2)⑧に記載する感染予防措置を行ってください。

(4) 公演関係者の感染防止策

- ・公演の運営に必要な最小限度の人数としてください。
- ・マスクの着用（表現上困難な場合は咳エチケットの徹底）、手洗い・手指の消毒を徹底してください。
- ・各自検温を行うこととし、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機とするようにしてください。さらに、発熱の他に、過去2週間以内に発熱や感冒症状で

受診や服薬等をした場合、過去2週間以内に同様の症状にある人との接触歴がある場合、下記の症状に該当する場合も、自宅待機を促してください。

咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、
目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

- ・公演主催者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握してください。
- ・出演者間で十分な間隔をとるようにしてください。また、公演前後の手指消毒を徹底してください。
- ・楽屋等では使い捨ての紙皿やコップを使用するようにしてください。(公演主催者及び公演関係者の楽屋等における飲食は可。ただし、対面での飲食など感染リスクの高い行動は回避すること。)
- ・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようにしてください。
- ・仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めてください。
- ・その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるようにしてください。
- ・公演関係者に感染が疑われる場合には、保健所等の公的機関の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

(5) 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底してください。
- ・速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けるとともに、施設管理者へも連絡してください。

(6) 物販

- ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。
- ・パンフレット等の物販を行う場合、最低1m(できるだけ2mを目安に)の間隔を開けて整列していただくようにしてください。
- ・物販に関わる従業員は、マスクの着用と手指消毒を徹底してください。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯してください。
- ・対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽してください。
- ・多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないでください。

(7) 来場者の退場時の対応

- ・事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行ってください。
- ・出待ちや面会等は控えるよう呼び掛けてください。

<公演後の対策>

- ・公演ごとに、来場者の氏名及び緊急連絡先を保存するよう努めてください。
- ・感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。
- ・なお、個人情報の保護の観点から、来場者の氏名及び緊急連絡先の保管には十分な対策を講ずるようにしてください。